

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として「すこやけくの実現」と「商人道の実践」を掲げ、お客様の健康で豊かな、暖かい日常生活と、より健全な社会の実現に貢献するため、お客様のお喜びを、自分自身の喜びとして感じることが出来る人間集団を目指しております。社内・社外の取締役、監査役の連携のもと経営チェック機能を充実し、効率的で透明性の高い経営監視体制を確立するとともに、適時適切な情報開示を進め、ステークホルダーの皆様との対話を通じて信頼関係を強化しながら、企業価値を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権行使電子化、招集通知英訳】

当社株主における外国法人等の議決権比率は2%程度にとどまっていることから、議決権電子行使プラットフォームの採用や招集通知の英訳に関しましては、その要望が相対的に低いと考えており、実施しておりません。今後外国法人の議決権比率の推移を考慮し、必要であると判断した場合には実施いたします。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社株主における外国法人等の議決権比率は2%程度にとどまっていることから、英語での情報開示への要望は相対的に低いと考えており、実施しておりません。今後外国法人の議決権比率の推移を考慮し、必要であると判断した場合には実施いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、良好な取引関係の維持・発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持などを目的として株式を保有しております。なお、保有状況は定期的に取締役会にて報告することとしております。当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、発行会社の経営戦略や経営計画、発行会社や当社の企業価値向上に資するかどうかを勘案しながら政策保有株式につき議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役が株主の利益に反する行為を行うことを防止するため、取締役会規程に基づき利益相反取引および自己取引を取締役会への付議事項として定めるとともに、関連当事者間の取引について開示しております。

なお、取引にあたっては関連する法令・ルールを遵守のうえ取引先と公正な取引を行うとともに、節度ある健全な関係を保つようにいなげやグループフィロソフィに定めており、主要株主との取引についても同様の考え方に従っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念および当社グループの従業員が守るべき規範を以下ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

<http://www.inageya.co.jp/company/management/law.html>

また、当社中期2ヵ年経営計画(2016～17年度)において、「食と人を通し、地域のお役立ち業として社会に貢献しお客様が健康に歳を重ねて人生の喜びや楽しさを感じていただける、なくてはならない店」を目指しております。中期2ヵ年経営計画を実行するにあたっての取組については有価証券報告書をご参照ください。

(2) 当社のコーポレートガバナンスの概要につきましては、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 当社経営陣幹部・取締役の報酬等は、本報告書の「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 業務執行の意思決定と経営の監督を迅速かつ適切に行うため、取締役候補や監査役候補については、多様な経験や高い見識、適材適所の観点より各候補者を指名しております。

(5) 取締役および監査役候補者の選任理由につきましては株主総会招集通知に記載のとおりであります。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は社内規程に基づき、取締役会、経営会議への付議事項を定めるとともに、取締役、上席執行役員、執行役員各々の業務執行の範囲や委任関係を定義しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を2名選任しており、当社の経営戦略・経営計画の策定、重要な業務執行にあたり、客観的な立場から助言や監督をいただき、当社の経営に反映するよう取り組んでおります。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

取引所の定める独立性基準に抵触しないことにより、経営陣から独立した客観的立場にあること、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できることを加味し、独立性を判断しております。

[補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模の考え方]

取締役会の戦略策定機能を強化するとともに、意思決定の迅速化を図るために、取締役会の構成人数を14名から9名に減員しました。また、そのうち社外取締役は引き続き3名選任し、社外取締役の構成割合を引き上げました。

なお、選任理由としては、社内取締役については当社各部門における業務経験を、社外取締役に關しては経営経験や専門知識を重視しております。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況]

兼任の状況につきましては、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しておりますので、ご参照ください。

[補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価]

平成28年度の実効性評価につきましては、社外取締役・社外監査役を対象として、アンケート方式により実施いたしました。アンケートでは、取締役会の構成・人数、取締役会の運営、社外役員への情報提供、取締役会の執行に対する監督機能の発揮状況等に関する評価を実施しました。

その結果、当社の取締役会の実効性の更なる向上に向けた提案・提言もありましたが、当社の取締役会全体としての実効性は確保されているものと評価しております。また、今後につきましては、評価方法の高度化も図りながら、引き続き、取締役会全体の実効性の向上に取り組んでまいります。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング]

平成28年度につきましては、新任取締役2名を外部研修に派遣し、取締役としての基本的な知識を修得させました。

平成29年度につきましては、全役員を対象に、3ヶ月に1回、各専門分野の講師による集合研修を実施してまいります。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、各ステークホルダーとの信頼関係を構築し、建設的な対話を行っていくことが中長期的な企業価値の向上に有益と考えております。

当社のIR活動を支えるため、情報開示委員会を設置して情報開示体制の整備および適時・適切な情報開示を推進しているほか、IR担当部署を社長室、IR担当役員を総務、財務、経理、法務部門を統括する管理本部長とし、社内の連携をとりながら対応しております。

IR活動の概要につきましては「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 2. IRに関する活動状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	7,899,000	15.08
若木会持株会	4,059,014	7.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,131,500	5.98
株式会社りそな銀行	1,934,095	3.69
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,128,513	2.15
三菱食品株式会社	1,047,700	2.00
日本生命保険相互会社	893,285	1.71
東京多摩青果株式会社	887,788	1.69
国分グループ本社株式会社	824,648	1.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	763,423	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は自己株式5,945千株(割合11.35%)を保有しておりますが、上記「大株主の状況」には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社および上場子会社を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はないものと認識しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 浩二	他の会社の出身者								○		△	
横井 直人	公認会計士											
村井 正平	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

佐藤 浩二	○	佐藤浩二氏は、立川商工会議所の会頭および株式会社ジェイコム多摩の取締役(非常勤)を兼務しており、当社との間に商工会費および受信料支払の取引がありますが、いずれも一般的な取引条件に基づくものであり、その額は僅少であります。なお、当社は、創業の地である立川のまちづくりに寄与する文化事業への協賛として、同氏が会長を務める立川市民オペラの会に対して協賛金を支払っております。また、同氏が副会長を務めておりました公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩を通じ、多摩地域の学生を育成する奨学事業に対し奨学金として寄付を行っておりますが、これらの額につきましても僅少であります。いずれの場合も一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その豊富な経験に基づく高い見識を当社の経営に反映していただくため社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せずかつ経営陣から独立した客観的立場にあり一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
横井 直人	○	-	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せずかつ経営陣から独立した客観的立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
村井 正平	-	-	経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を当社の経営に反映していただくため社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、四半期レビューならびに事業年度末の会計監査報告に関する説明を会計監査人から詳細に受けるとともに、会計監査人との間で毎月定期的に打合せを行ない、監査の実施状況、監査の過程で発見した事案等をお互いに情報交換、意見交換することにより、監査の実効性が一層高まるよう、努めております。また、監査役と内部監査部門（監査室（専任5名））との関係においては、監査室が店舗、物流センター等の事業所に赴いて実施した諸々の内部監査結果について、必ず、監査役に対しても報告しており、相互の情報共有により、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の実数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 雅一	他の会社の出身者										△			
篠崎 正巳	弁護士													
牧野 宏司	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 雅一	○	山本雅一氏は、当社の借入先である株式会社みずほ銀行の出身者ですが、退職後既に9年以上経過しております。また、同行からの借入額についても当社の意思決定に著しい影響を与え得るものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	長年にわたり財務に関する業務に携わってきた豊富な経験と専門的な知識を当社の監査に反映していただくため社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せずかつ経営陣から独立した客観的立場にあり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
篠崎 正巳	○	-	弁護士としての豊富な経験を通じて培われた企業法務に関する高い見識と税理士としての知見を当社の監査に反映していただくため社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せずかつ経営陣から独立した客観的立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
牧野 宏司	○	-	公認会計士および税理士としての専門的な知識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくため社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せずかつ経営陣から独立した客観的立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	更新	5 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与に関する施策を実施する必要性が、現時点では存在しない。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上の取締役はいないため、個別報酬の開示は行っておりません。

第69期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の取締役および監査役の報酬等の総額は191百万円であります。その内訳は、取締役15名で156百万円(社外取締役3名分の8百万円を含む)、監査役5名で35百万円(社外監査役3名分の17百万円を含む)です。
(注) 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与等73百万円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、世間水準や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬の総額限度内において配分しております。また、取締役賞与に関しましては会社の事業成果を反映することを基本として支給総額を算出し、株主総会において承認された支給総額の範囲内で配分しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の開催にあたり担当取締役および担当者より各議案に関する情報・資料等の提供を行い、必要に応じて説明をします。また、取締役会議案以外の案件につきましても必要な場合は説明を行います。加えて、監査役会と社外取締役との連絡会を活用し、情報提供を行っております。

社外監査役は、監査役会において、常勤監査役と質疑応答・意見交換をするほか、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役・常勤監査役から情報・資料の提供や説明を受けるとともに、質疑等を通じてその内容を確認し、外部的視点から企業価値を高めるための助言を適宜行っております。また、内部監査部門・会計監査人とも必要に応じて随時情報交換・意見交換を行うなど連携し、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社であります。

「取締役会」は取締役9名(うち社外取締役3名)で構成され、監査役4名も出席しております。取締役会は原則として月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令および当社規程で定める事項について審議・決議を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

その他、主に取締役(社外を除く)および常勤監査役で構成する「経営会議」を原則として週1回開催しており、取締役会決議事項以外の重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、適宜業務執行の進捗状況を確認するなど報告を受け、情報の共有化を図っております。

また、業務執行体制をより明確にするとともにその一層の強化を図るため、執行役員制度を採用しており、営業担当取締役および執行役員で構成する「執行役員会」を定期的に開催し、年度政策に基づく業務執行に関する報告・調査および決定を行っております。

「監査役会」は、監査役4名(うち社外監査役は3名)で構成され、定例及び随時に開催しております。各監査役は、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席するほか、取締役等からの業務執行の状況の聴取や決裁書類等の閲覧を通じて取締役等の業務執行の状況を客観的な立場から監視しております。また、監査役相互間の情報の共有化を図るとともに、監査役会で策定した監査計画に基づき、報告の聴取にとどまらず、監査役自ら店舗監査を行うなど取締役の業務執行および従業員の業務全般にわたってモニタリングを行うことにより、実効性のともなった経営監視を行っております。

会計監査につきましては、監査法人日本橋事務所と監査契約を締結しており、会計監査業務を執行する公認会計士は、山村浩太郎、遠藤洋一、新藤弘一の3名であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名およびその他3名で構成されております。

「いながや倫理委員会」については、当社グループ全体でコンプライアンス活動を推進するために設置しており、当社グループ共通の社是・経営理念や守るべき原則・ルール等を「いながやグループフィロソフィ」として制定し、従業員への啓蒙活動に取り組んでおります。加えて、「ヘルプライン」を運用することで、問題を早期に把握し適切な体制ができる体制を構築しております。

顧問弁護士につきましては、複数の法律事務所と顧問契約を結んでおり、法律問題が生じたときには随時確認しアドバイスを受ける体制をとっております。

また、金融商品取引法に基づく内部統制整備・運用のため内部統制推進担当者を置き、当社グループ全体の推進体制を確立しております。

なお、当社と社外取締役佐藤浩二、横井直人および村井正平ならびに常勤監査役松村真澄、常勤社外監査役山本雅一、社外監査役篠崎正巳および牧野宏司との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の監査役会を構成する4名の監査役のうち3名が社外監査役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。社外監査役は、企業経営、財務および会計ならびに企業法務等に関する豊富な経験を有しており、外部からの客観的立場での確かな助言を行っております。経営の監視機能の面では、これら独立性の高い社外監査役を含む監査役会が内部監査部門および会計監査人と連携して取締役の業務執行を監査することにより十分に機能していると考えております。

加えまして、当社の取締役を構成する9名の取締役のうち3名が社外取締役であります。社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識ならびに財務および会計に関する豊富な経験と専門知識から、取締役会での適切な意思決定、経営の監督を担うものです。また、社外

取締役が監査役会との会合を通じ重要課題等について情報交換を行う機会を設け、監督機能の強化を図っております。
なお、社外取締役のうち2名については、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年の定時株主総会は平成29年6月22日開催で、株主総会招集通知は平成29年6月2日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化やIRの観点から、集中日避けて株主総会日を設定しております。
その他	招集通知につきましては、発送日前開示として、当社ホームページに掲載しております（平成29年は5月26日）。また、株主総会にご出席いただいた株主様に、当社に対する理解をより深めていただくため、事業報告等の内容のビジュアル化やナレーションを実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社法、金融商品取引法および東京証券取引所の定める「適時開示規則」に沿って、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報開示を行っております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人株主づくりのため当社店舗にパンフレットを置くほか、定期的に個人向け会社説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会（年2回）ならびに個別の訪問、説明によりアナリスト・機関投資家の皆さまに積極的なIR活動を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算発表の早期化を図ると共に当社ホームページ（ http://www.inageya.co.jp/ir/ ）を通じ、決算短信、参考資料、有価証券報告書および四半期報告書、決算説明資料等幅広い企業業績情報の開示に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：社長室 IR担当役員：取締役IR担当（兼）グループ財務担当（兼）管理本部長 今井厚弘 IR事務連絡責任者：社長室 奥田卓也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、自ら考えまわりに働きかけながら新たな価値を創造していくことを「考働」と呼び、「いなげやグループフィロソフィ」において、お客様・取引先様・株主様・従業員等、各ステークホルダーとの関係において「考働」するうえでの原則・ルールを規定するとともに、ステークホルダーとの持続的な成長・発展を目指すこととしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業活動を行うことで発生する環境負荷を可能な限り低減すると共に事業活動を通じ省資源化、再利用、リサイクルの推進に努めており、これらの環境・社会貢献活動をホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	事業活動、組織、財務状況および業績について時宜を得た、定期的な、信頼性のある適切な情報を開示いたします。また、社会・倫理・環境その他行動規範などの非財務情報の適時、適切な情報開示にも努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、平成28年4月26日開催の取締役会にて改訂決議しております。当該決議の内容は以下のとおりです。

1. 当社の取締役及び従業員（以下「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループが目指す経営姿勢やお客様対応に関して、役職員が遵守すべき法令及び社会規範等（以下「コンプライアンス」という。）を「いनाげやグループフィロソフィ」として定めております。また、その徹底を図るため、コンプライアンス活動を横断的に統括する「いनाげや倫理委員会」を設置し計画的に活動を行い、その状況を四半期ごとに取締役会及び監査役会に報告します。

(2) 当社及びグループ各社の役職員に対し、コンプライアンスについての相談・通報窓口として社内及び社外に「ヘルプライン」を設置します。万一、コンプライアンスに関する問題が発生した場合には、その内容・対応策が速やかに、代表取締役、取締役会、監査役会に報告される体制を構築します。

(3) 監査役は取締役の職務の執行を独立した立場から監査します。内部監査の担当部署として監査室を設置し、各部署の日常的な業務執行状況を監査します。

(4) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等と連携し、毅然とした態度で臨みます。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会及び経営会議等における決議・報告事項に係る情報を記録、保存、管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

(2) 機密情報管理規程、個人情報保護基本規程等の規程及び各マニュアルに従い、文書又は電子データを保存及び管理し、必要に応じて各規程の見直しなどを行います。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク管理委員会規程」に基づき、当社及び子会社のリスクの把握・分析・評価を行い、有効なリスク管理体制を構築します。

(2) 内部監査により損失の危険のある事実が発見された場合には、直ちに総務及び担当部署に通報される体制を構築します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、役職員が共有する全社的な経営目標を定め、業務執行取締役はその目標達成のため具体的個別的目標を決定すると共に、その執行が当初の予定通りに進捗しているか状況報告を通じ定期的に検討及び見直しを行います。

(2) 毎週開催される経営会議において、取締役会決議事項以外の重要事項について迅速に意思決定を行い、構成員より業務執行に係る報告を受け、情報の共有化を図ります。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社の重要事項について当社の承認・報告手続及び当社への定期的な報告制度を設けること等子会社の業務に対するモニタリング体制を構築します。

(2) グループ社長会等において、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を報告する体制とします。

(3) 当社グループは、「リスク管理委員会規程」に基づき、リスクの把握・分析・評価を行います。

(4) 当社は、子会社を管理する担当部署を置くとともに、当該部署が子会社と重要事項について協議、情報交換を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図ります。

(5) 子会社の自主性を尊重しつつ当社の役職員が子会社の取締役または監査役に就任、子会社から定期的に報告を受けること等により、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とします。

(6) 当社は、子会社からも「いनाげや倫理委員会」委員を選任し、共同してグループのコンプライアンス活動を推進します。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役は、監査室室員に監査役の補助者として監査業務の補助を行うよう命令することができるものとし、その命令に関して、当該室員は取締役、監査室室長等の指揮命令を受けません。

(2) 監査室室員の異動・懲戒処分については監査役会の同意を必要とします。

7. 当社の役職員が監査役に報告をするための体制並びに子会社の役職員及び子会社の監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社及び子会社の役職員並びに子会社の監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、法令その他に違反する恐れのある事項、内部通報、その他当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見したときは、速やかに当社の監査役へ報告するものとします。なお、当社の監査役は、必要に応じ、当該報告者へ直接説明を求めることができるものとします。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報規程」において内部通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定しております。監査役への報告についても同様とし、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを一切禁止いたします。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務の処理をいたします。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会、会計監査人及び代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催します。
- (2) 取締役会及び各取締役は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重します。
- (3) 監査役は、重要な意思決定や業務執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議や委員会に出席できるものとします。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、子会社を含めた当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の関連法令並びに「いなげやグループフィロソフィ」に基づき、当社グループ全体において十分な体制を構築・整備し、内部統制責任者である代表取締役社長の指揮下に、内部統制推進担当者を置き、内部統制システムが適正に機能しているか、その有効性を定期的に検証・評価するとともに、必要に応じて是正いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、毅然とした態度で臨むことが、企業の社会的責任や防衛の観点からも重要な経営課題のひとつであると認識し内部統制基本方針に明記しております。また、「いなげやグループフィロソフィ」において反社会的勢力や団体からの不当な圧力に屈せず、毅然とした態度で臨むこと、社会から誤解されるような関係はもたないことを示し、代表取締役社長が自ら倫理統括を務める「いなげや倫理委員会」の委員を中心にその徹底を図っております。さらに、情報収集や不当要求への対応を目的として、平素から、総務部門を中心に立川警察署および特殊暴力防止対策連合会等との連携を強化すると共に、何らかの問題が発生したときには、速やかにその具体的対応策について顧問弁護士と相談ができる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 適時開示の基本姿勢

当社グループにおきましては、投資者に公平かつ適時・適切な情報開示を行うことを基本姿勢として、内部体制の整備や情報の網羅性・即時性及び信頼性の確保に努めております。

2. 適時開示の社内体制

経営上重要な事象（会社情報）が発生した場合は、当該事実を認識した部署及び各グループ会社の情報の管理責任者より速やかに情報開示委員会（委員長・情報取扱責任者）へ情報を報告・集約し、そして当該情報の評価並びに情報開示の必要性について迅速に検討・協議する体制をとっております。

(1) 決定事実

重要な決定事実（グループ会社の重要な決定事実を含む）については、原則として毎月1回開催する取締役会において審議・決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。また、これらの会議には監査役が出席しております。東京証券取引所の適時開示規則にしたがい、開示が必要な決定事項は、決定後速やかに開示を行っております。

(2) 発生事実

重要な発生事実（グループ会社の重要な発生事実を含む）については、当該事実を認識した部署及び各グループ会社の情報の管理責任者より速やかに情報開示委員会へ報告され、情報取扱責任者を中心に当該情報の内容等の分析・検討を行い、適時開示規則にしたがい開示が必要な発生事実は、取締役会に報告するとともに速やかに開示を行っております。

(3) 決算情報

決算に関する情報については、財務情報は財務部で作成し、非財務情報に関しては各関連部署による点検・確認を行い財務部にて取りまとめしております。その後、情報開示委員会において審議のうえ、取締役会の承認並びに会計監査人及び監査役による監査を経て、迅速、正確かつ公平な発表を行っております。なお、会計監査人及び監査役は、期中・期末にわたり計画的に監査を実施しております。

3. 適時開示に対するモニタリングなど

適時・適切な開示を行うための内部体制の有効性については、監査役により取締役が適切な情報作成・開示体制を構築・運用しているかの監視・検証がなされております。また、必要に応じ会計監査人よりアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。さらに、「いなぎやグループフィロソフィ」において情報管理の重要性や、正確かつ公平な情報開示を行うための基本方針・行動基準等を定め、「いなぎや倫理委員会」の活動を通して、全従業員に対し意識強化とともにその徹底を図っております。

